



令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）

原告 宗岡明弘 外533名

被告 神戸市長 久元喜造 外1名

5

原告第1準備書面

令和4年2月15日

10

神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 津 久 井



15

原告ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典



原告ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐



20

原告ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊 彦



原告ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍 志



原告らは、被告らの答弁書中の経緯に関する主張のうち、確認書に関する部分について、以下のとおり反論する。

25

第1 答弁書第3の4(3)「同第4の3に対する反論」エ(答弁書45頁以下)
に対する反論(確認書の問題)

1 確認書の内容について

5 (1) 被告の主張

被告は、天神町3・4・5丁目自治会と神戸市との間で交わされた平成12年12月29日付確認書(甲37号証)について、天神町3・4・5丁目内の中央幹線について、もともと4車線で計画されていた中央幹線について、2車線で整備する地元提案を尊重する趣旨であり、中央幹線の道路形状の変更のみが、天神町3・4・5丁目自治会の同意の対象であると主張するようである。

(2) 被告の解釈は明らかに文言に反していること

確 認 書

今般、天神町3・4・5丁目自治会より、神戸市長 笹山 幸俊様宛、提出します「天神町3・4・5丁目自治会内中央幹線恒久整備案・基本構想」のうち『⑤神戸市と当自治会住民との協働によって整備された道路が完成した後、将来、状況の変化により、道路等の形状を変更する必要が生じたときは、事前に当自治会と話し合いを行い、理解と協力を得ることとする』の意味するところについては、『本案が実施され整備が完成した後は、当自治会と事前協議を行い同意を得ることなしに、道路等の形状を変更しないこと』と解釈することを、天神町3・4・5丁目自治会と神戸市都市計画局工務課との事務折衝での議事の中で、双方が認めたことを、ここに確認します。

*確認書の本文(甲37より抜粋)

15 確認書(甲37)では、「『⑤神戸市と当自治会住民との協働によって整備された道路が完成した後、将来、状況の変化により、道路等の形状を変更する必要が生じたときは、事前に当自治会と話し合いを行い、理解と協力を得ることとする』の意味するところについては、『本案が実施され整備が完

成した後は、当自治会と事前協議を行い同意を得ることなしに『道路の形状を変更しないこと』と解釈する」と記載されている。すなわち、包括的な道路形状の変更について、神戸市からの事前の情報開示を前提とし、天神町3・4・5丁目自治会との事前協議、事前同意を要求している。

5 ここでは、被告が主張するような暫定2車線を4車線に変更することに何ら限定されていない。

したがって、被告の主張は、端的に、確認書の文言に反している。

また、甲37の確認書に担当課長が署名押印するには、神戸市において当然決済も行われ、確認書の文言もチェックされているはずである。

10 仮に被告が主張するように2車線を4車線にしないということに限定するのであれば、決済の過程においてその旨の指摘がなされてしかるべきである。ところが、そのような指摘もなく、甲37の確認書が作成されたものである。

(3) 被告の解釈ではその後の誓約書（甲40）の差入れと整合しないこと

誓 約 書

私ども、神戸市都市計画総局計画部工務課職員は、平成13年2月23日付、神都計工第1542号による、神戸市長から貴自治会会長への文書の内容を遵守し、貴自治会・協議会が神戸市長に提出・合意した、中央幹線整備計画の内容を、貴自治会・協議会に正確な情報を提供することなく無断で変更等しないこと、並びに、やむを得ず、変更の必要性があるときは、必ず事前に貴自治会・協議会と誠意を持って協議することをここに誓約いたします。

また、今回既に施工された、中央幹線離宮道交差点の道路形状変更部分については、早急に施工以前の状態に復することも、併せて誓約いたします。

15

* 誓約書の本文（甲40より抜粋）

神戸市は、平成17年9月、天神町5丁目の中央幹線離宮道交差点の道路形状変更（側溝移設工事）を、天神町3・4・5丁目自治会に無断で行った。

同自治会は、かかる道路の形状変更に対し、確認書に反するとして抗議した。

5 神戸市は、都市計画通りの4車線道路への形状変更でないにもかかわらず、道路形状の変更が確認書違反であることを認め、謝罪し、形状変更を行った道路を原状に復することを誓約し、実行した。

この際に差入れられたのが、平成18年1月8日付誓約書（甲40）である。

10 被告の主張を前提とするならば、2車線を4車線に変更するという確認書の内容に何ら反していないにもかかわらず、神戸市は謝罪の上、多額の費用をかけてまで原状回復を行ったことになるのであって、今回の被告の主張は、当時の神戸市の行動と矛盾するものであり、不合理である。

(4) 天神町3・4・5丁目の2車線幹線道路は暫定ではないこと

15 そもそも、天神町3・4・5丁目の中央幹線は、暫定2車線ではなく、2車線道路として完成している。

確認書（甲37）では、『今般、天神町3・4・5丁目自治会より、神戸市長 笹山 幸俊様宛、提出します「天神町3・4・5丁目自治会内中央幹線恒久整備案・基本構想」のうち…』とあり、暫定的な計画ではないことを前提としている。

20 また、確認書を前提とした、平成13年2月28日付、神戸市長笹山幸俊作成の神都計工第1542号（甲38）でも、「天神町3・4・5丁目自治会内中央幹線恒久整備案・基本構想」とし、「別紙要望書⑤について」の欄では、「道路管理上緊急的な対応が必要な場合を除き、状況の変化等により
25 道路の形状を変更する必要がある際には、関係自治会等に説明を行い…」として、暫定的な計画ではないことを前提としている。

確かに、当初の計画では4車線道路となっていたが、平成12年11月10日、坂東都市計画局工務課課長、安福係長と天神町3・4・5丁目自治会会長が協議を行ったが、その際、坂東課長より、今回の2車線道路は暫定ではないということが確認されている。

5 その証左として、神戸市は、2車線の中央幹線が完成した後、天神町3丁目と行幸町3丁目の同線緑地帯に完工記念モニュメントを設置しているのである。

 幹線道路が暫定2車線であり、確認書も4車線にすることに限定されるなどという被告の主張は、いままでの公害紛争調停や協議においてなされたことはなく、これまでの須磨多聞線についての神戸市と原告ら地元住民の合意形成の努力を無視する暴論である。

10

2 確認書に反すること

(1) 被告の主張

15 被告は、甲37の確認書が、暫定2車線の中央幹線を都市計画通り4車線で整備する際には同意を求める趣旨であり、都市計画変更決定の効力を縛るものではなく、違法性に影響

を与えることはなく、都市計画法の「地域の特質」にも当たらないと主張する。

(2) 文言に反すること

20

 暫定2車線を4車線に整備する際に同意を求めたものだという確認書（甲37）にかかる被告の主張が、確認書の文言に反し、これまでの神戸市の行動や、神戸市と地元住民間の協議とも矛盾するものであり、認められないことは前記のとおりである。

(3) 道路形状の変更を伴うこと

25

 須磨多聞線の整備事業は、天神町3・4・5丁目の中央幹線との接道、高

架道路の設置があり、必然的に天神町3・4・5丁目の幹線道路の道路形状の変更が生じる。

したがって、須磨多聞線整備事業は、確認書において天神町3・4・5丁目自治会への事前の情報開示、事前の協議及び事前の同意が必要とされていることは明らかである。

5 (4) 合意は神戸市の裁量を羈束するものであること

都市計画変更決定について、神戸市には裁量があるが、神戸市はかかる裁量があることを前提として、それでも、自身の裁量行為を行う上で、天神町3・4・5丁目自治会の間で、道路形状の変更について事前の情報開示を前提とし、事前の協議及び事前の同意が必要であると法的に約束したのである。

すなわち、神戸市は、自らの裁量を羈束するものとして、確認書(甲37)の合意に及んだものであり、かかる合意違反による本件各財務会計行為の違法性に影響を与えないとすれば、神戸市は、端から守るつもりもない合意を行って地元住民を欺いたということになりかねない。

神戸市自身が、自らを羈束するものとして、道路形状の変更について、天神町3・4・5丁目自治会への事前の情報開示、事前協議及び事前同意を必要であると位置づけた以上は、かかる手続きを履践しないという合意違反は、本件各財務会計行為の違法性に影響を与えるものである。

20 (5) 都市計画法13条1項違反

また、神戸市が、このように天神町3・4・5丁目自治会との関係で、手続きを経るとの合意に至ったのは、道路の安全性や景観への影響について地元住民の意見を尊重する趣旨にでたものであるから、都市計画法13条1項のいう「当該都市の特質」以外の何物でもなく、これに抵触することが明らかである。

25 以上